

ID: 1714

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	入札占用計画の変更の認定		
法令名称 根拠条項	道路法 第39条の6第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第39条の6の規定による。 (入札占用計画の変更等) 第39条の6 前条第1項の規定による認定を受けた者(次条において「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。 2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。 3 道路管理者は、第1項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第39条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当すると認めるときは、第1項の規定による認定をするものとする。 4 前条第2項の規定は、第1項の規定による変更の認定をした場合について準用する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日